

アパート・マンション等の管理者の皆様へ ～水道局からのお知らせ～

ご所有のアパート、マンション等の上下水道料金について、**現在の用途を「家庭用」⇒「連合専用」に変更することで、水道料金が安くなる場合があります。**
※水道局が各戸ごとに水道料金を徴収している場合を除く

例えば、●▲住宅(戸数3)において 使用水量(2ヶ月分)が60m³の場合

「家庭用」で
料金計算すると

60m³

16m³までの使用水量

基本料金 (16m³) 3,020円

超過料金 (44m³) 11,780円

17m³以上は、超過料金として加算

= 14,800円

3部屋分

「連合専用」で
料金計算すると

60m³

基本料金 (16m³) 3,020円

超過料金 (4m³) 1,060円

= 4,080円

4,080円×3部屋分 = **12,240円**

この場合、2,560円もお得に!

全体の使用水量を各戸が均等に使用したものと計算する。

※店舗が入居している場合は用途が「営業用」となるため、「連合専用」に変更することはできません。
※連合専用は入居の有無にかかわらず、すべての戸数での計算となります。

申請方法や条件など詳細については **宜野湾市水道局 業務課 ☎892-3352**

2013年7月8日より

外国人住民の方についても「住基ネット」「住基カード」の運用が始まります。

2013年7月8日から、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用が開始されます。

住基ネットの運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載され、7月中旬頃住民票コードがご本人へ通知されます。

2013年7月8日から、外国人住民の方も市役所 市民課にて住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受ける事ができるようになります。

住基カードは、セキュリティに優れたICカードで、「写真付き住基カード」は公的な身分証明書としてもご利用できます。

住基カードの申請方法等については、下記までお問合せください。

※ 「住基ネット」・「住基カード」の詳細は、総務省HPをご覧ください。

外国人住民に係る住民基本台帳制度について [検索](#)



問合せ:市民課 ☎893-4411 内線108・109